

改正案	現行告示
<p>公営住宅等整備基準第八條第一項から第五項まで、第九條第四項、第十條及び第十一條の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を定める件</p> <p>1・2 略</p> <p>3 整備基準第八條第四項の国土交通大臣が定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第五の三の三―1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあつては、評価方法基準第五の三の三―1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>公営住宅等整備基準第八條第一項から第五項まで、第九條第四項、第十條及び第十一條の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を定める件</p> <p>1・2 略</p> <p>3 整備基準第八條第四項の国土交通大臣が定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第五の三の三―1(3)の等級2の基準(木造の住宅にあつては、評価方法基準第五の三の三―1(3)の等級1の基準)を満たすこととなる措置とする。</p> <p>4～7 略</p>